（公示）

第十九条の二十四の三十一　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（表略）

（公示）

第十九条の二十四の四十六　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（表略）

（公示）

第二十五条の三　（略）

２　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（表略）

（公示）

第八十一条　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（表略）

（公示）

第九十五条　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（表略）

（作業環境測定法施行規則の一部改正）

第四条　作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（公示） **第五十一条**　所轄都道府県労働局長等は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を、厚生労働大臣にあつては官報で告示し、都道府県労働局長にあつては当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。 （表略）	（公示） **第五十一条**　所轄都道府県労働局長等は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を、厚生労働大臣にあつては官報で告示し、都道府県労働局長にあつては当該都道府県労働局の掲示板に掲示しなければならない。 （表略）

（日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令の一部改正）

第五条　日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和二年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（管理者） **第十一条**　日常生活支援住居施設には、その施設ごとに管理者を置かなければならない。 ２・３　（略）	（管理者） **第十一条**　日常生活支援住居施設には、その施設ごとに専任の管理者を置かなければならない。 ２・３　（略）

附　則

この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。